

# 海外投資保険

## 目 次

1. はじめに	1
2. 海外投資保険とは	2
3. てん補リスク	5
4. 保険金額	8
5. 保険期間	9
6. 保険料	10
7. プレミアム特約と部分損失特約	
(1) プレミアム特約	11
(2) 部分損失特約	11
8. 海外投資の内容変更	14
9. 損失の発生などの通知	
(1) 事情発生の通知	15
(2) 損失発生の通知	16
(3) 損失発生通知後の入金通知	16
10. 保険金のお支払い	
(1) 保険金の請求期間	17
(2) 支払保険金	17
11. 債権の回収	
(1) 回収義務	18
(2) 回収金の納付	20
(3) 外貨による回収金の納付	20
12. 保険のお申込み等	
(1) お申込み手続き	21
(2) お申込みに必要な書類	22
(3) 保険のお申込み	23
13. 貿易保険に関するお問い合わせ先	24
14. 日本貿易保険ウェブサイトによるご案内	24

## 1. はじめに

# 21世紀は、リスク・コントロールの時代です。

内外の企業の間で日々行われている輸出や投融資といった取引には様々な「リスク(不確実性)」が潜在的に含まれています。

例えば、お客様がある取引先との間で輸出契約を結んだとしても、代金が完済されるまでは決して安心することはできません。

契約後に何らかの理由で仕向国が輸入規制を始めたために貨物の船積みすらできなくなってしまいかもしれませんし、あるいは、貨物の引き渡しは終わったものの、いざ代金を決済する段になって資金繰りに困った取引先が逃げ出してしまうかもしれません。

また、経済社会が複雑になっていくにつれて、米国発のサブプライム問題、石油等の資源価格の高騰によるコスト増、金融引締め政策による金利の上昇等に代表される、お客様当事者間でのコントロールが困難な「リスク」が顕在化してきております。お取引を巡る「リスク」が拡大するにつれ、企業経営におけるリスクマネジメントのアウトソーシング並びにリスクヘッジの必要性は、今後もより高まっていくものと考えられます。

その一方で、経済のグローバル化によって、企業間のお取引が、こうした「リスク」を抱えたまま、ボーダーレスに拡大しつつあることも見過すことはできません。

現在のビジネス環境の下では、個々の取引について適切なリスクマネジメント策を講じることは企業経営において最優先で取り組むべき課題であり、これらの取引にかかる「リスク」の顕在化によって発生する予想外の損失は、企業経営に致命的なダメージを与えかねません。

まさに、「21世紀はリスク・コントロールの時代である」と言われる所以(ゆえん)であり、日本貿易保険がみなさまのお取引のお役に立てることができればと存じます。

安心に裏打ちされた企業経営の実現に向けて、日本貿易保険は「21世紀のリスクマネジメント」をご提案いたします。

## 2. 海外投資保険とは

### 海外投資保険とは

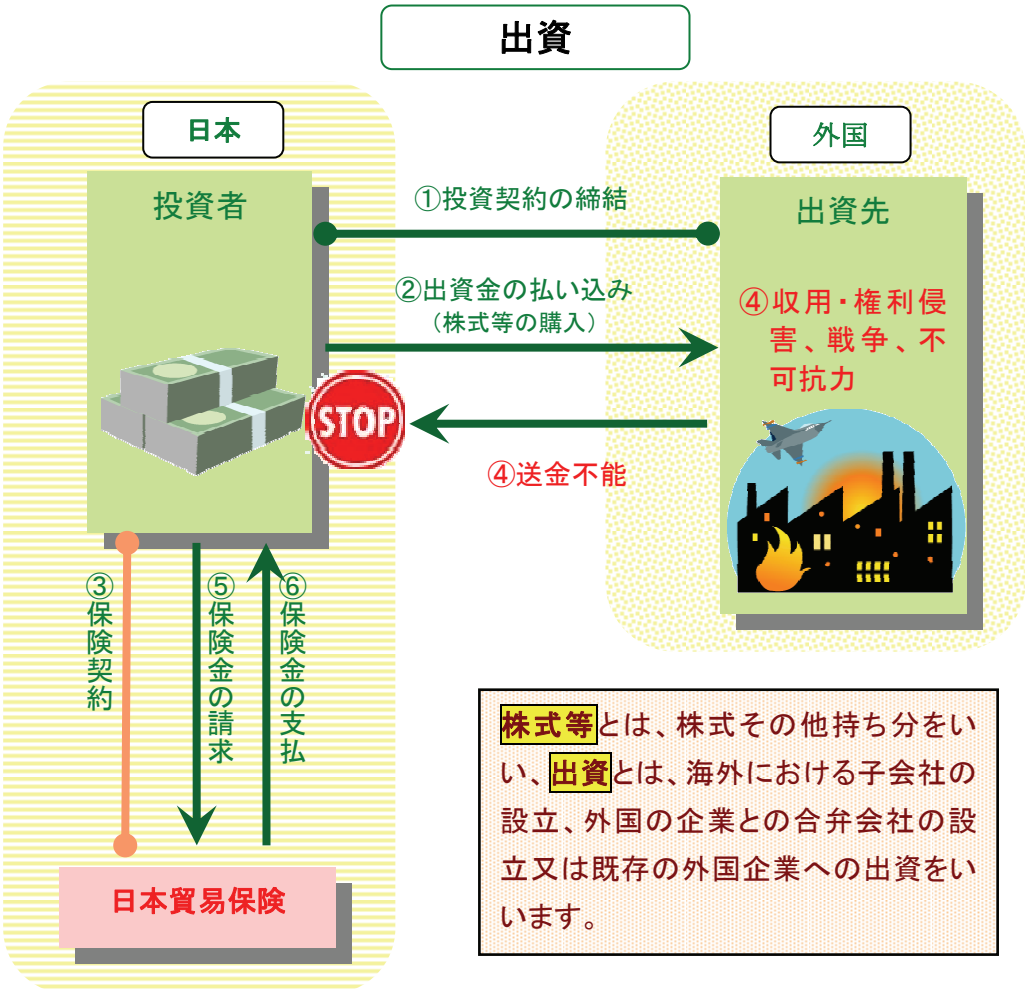
海外投資保険は、日本の企業が海外で行った投資（**出資**、**権利等の取得**）について、株主や債権者としての権利等が受ける損失をてん補します。（これらの投資に関するプロセスのイメージについては、下の図をご覧ください。）

具体的には、次のリスクによる損失をてん補します。

- ① 投資先国・事業地国の政府による収用・権利侵害リスク
- ② 投資先国・事業地国で発生した戦争リスク
- ③ 投資先国・事業地国で発生した不可抗力リスク
- ④ 投資先国・事業地国が行った為替制限等による配当金等の送金不能

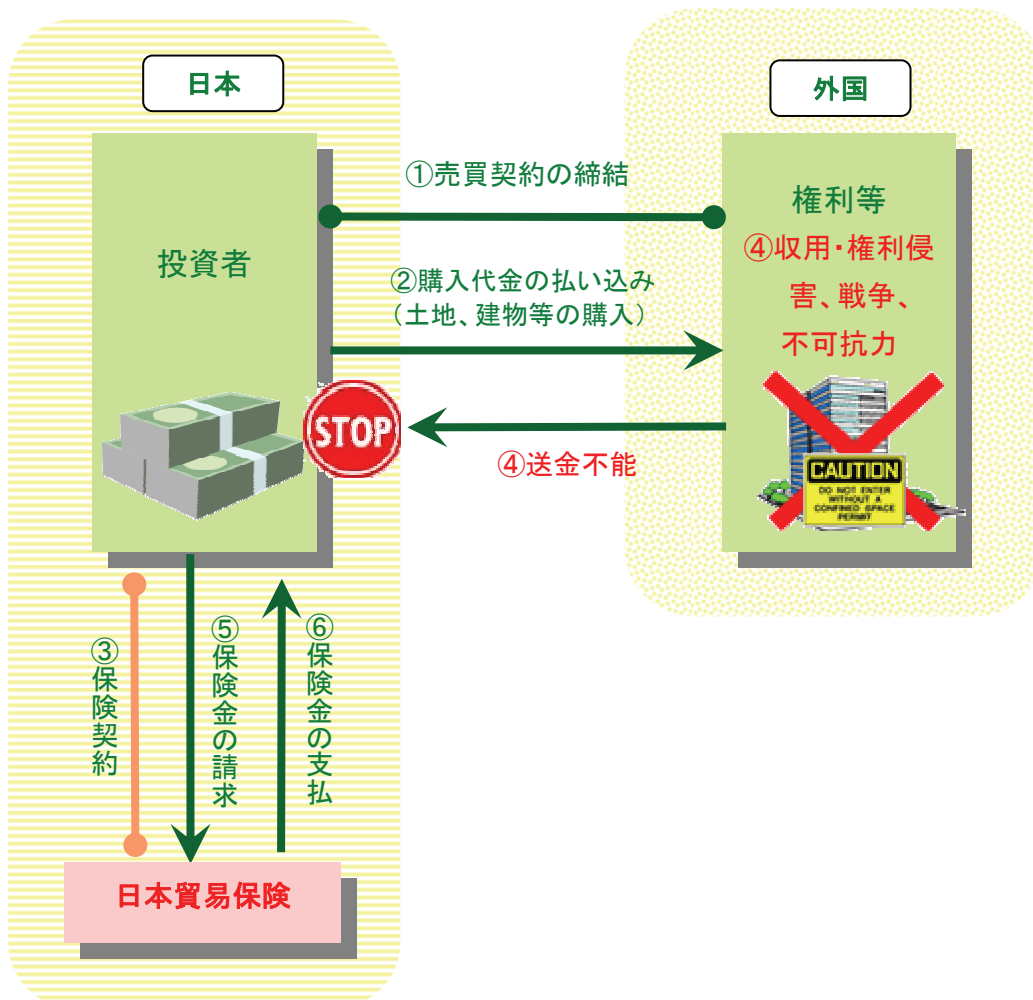
### 投資形態別のイメージ図

〔出資に対する海外投資保険（株式等）〕



〔権利等の取得に対する海外投資保険(不動産等)〕

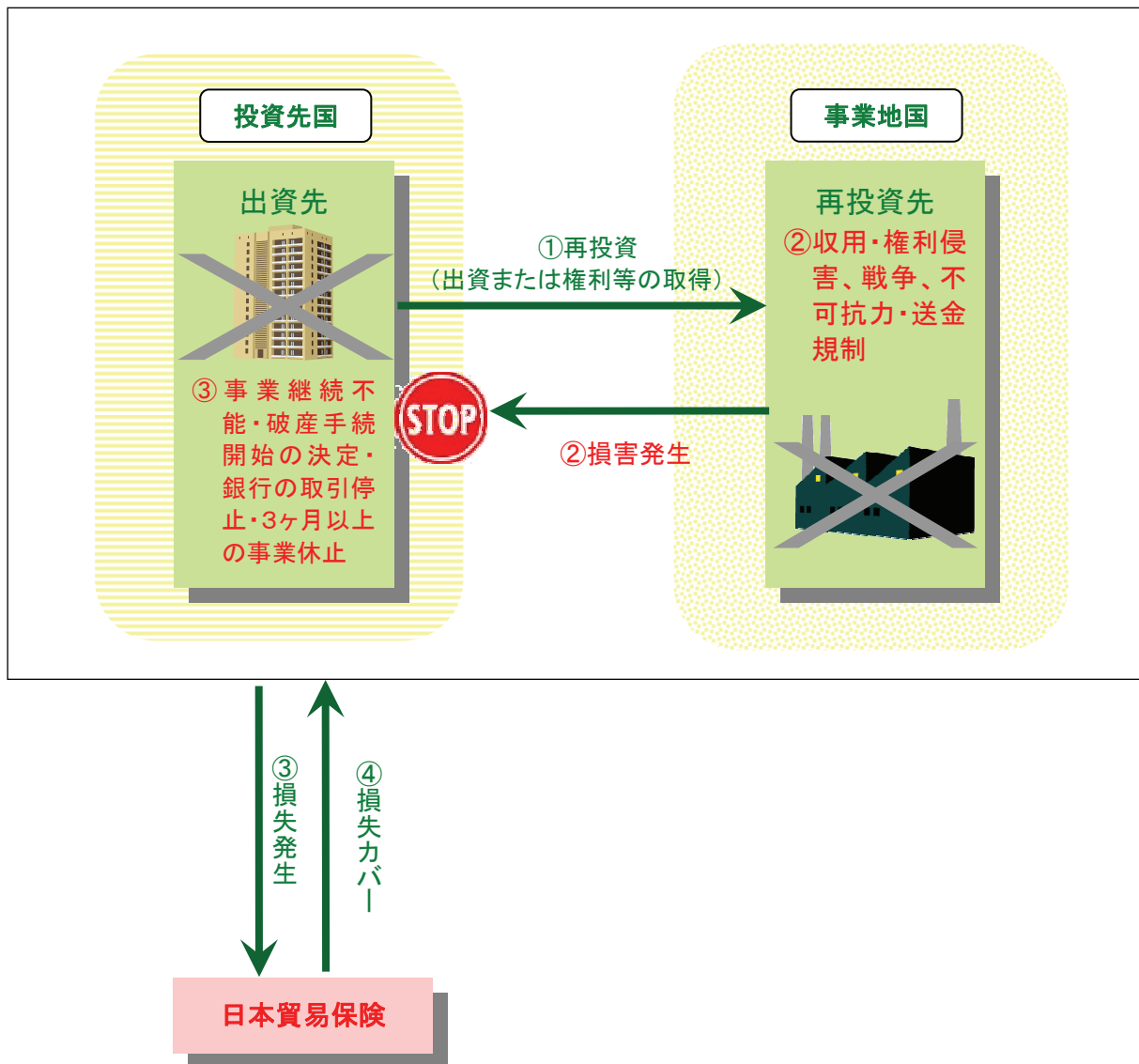
権利等の取得



**権利等の取得**とは、日本の企業が海外で事業を行うため、不動産や設備に関する権利、鉱業権、工業所有権等を取得することをいいます。

〔出資先を通じた再投資に対する海外投資保険〕

出資先を通じた再投資



### 3. てん補リスク

#### てん補リスクの種類

海外投資保険がてん補するリスクは、次のとおりです。

#### 収用・権利侵害リスク

##### 【出資の場合】

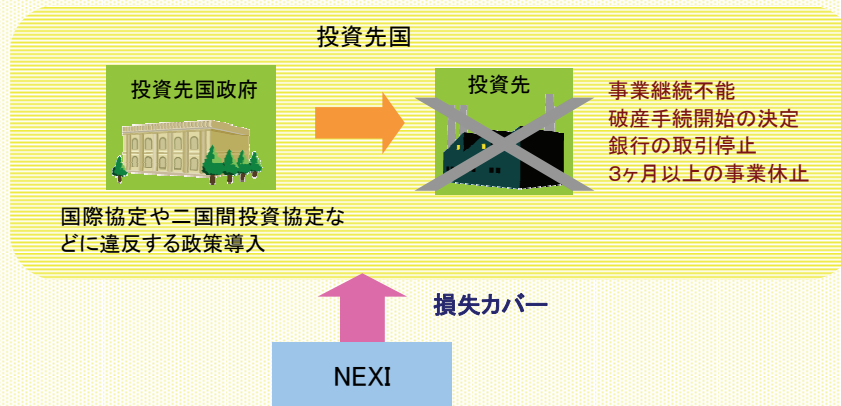
- ① 株式や配当金の支払い請求権を外国政府（地方政府も含む。）により奪われたこと。
- ② 不動産、設備、原材料等に関する権利、鉱業権、工業所有権などの事業の遂行上で特に重要なものを外国政府等により侵害されたことにより、（ア）事業の継続不能、（イ）破産手続開始の決定、（ウ）銀行による取引停止、（エ）3ヶ月以上の事業の休止（以下、事業不能等という。）という状況に陥ったこと。

##### 【権利等の取得の場合】

- ① 不動産、設備、原材料等に関する権利、鉱業権、工業所有権等の権利や利益を外国政府等により奪われたこと。

#### ◇ 政策変更リスク

国際協定や二国間投資協定などに違反する政策が投資先国政府等によって新たに導入されたことによって受けた損失をてん補します。

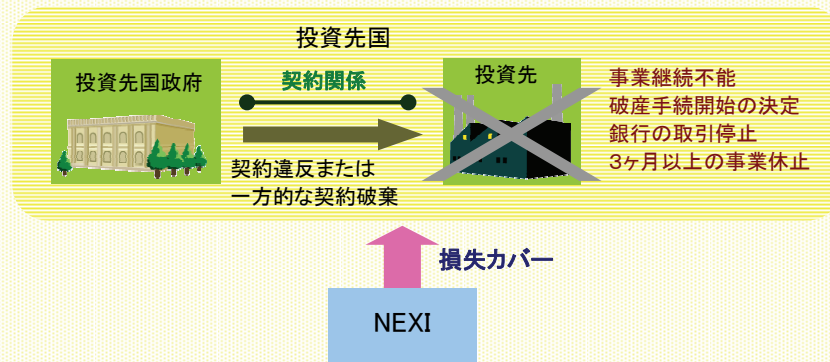


想定されるケースとしては以下のようなものがあります。

- ① 現地政府により、外資企業に対して一定の国産化比率の達成を求める政策が新たに導入された結果、必要な部品の調達ができず事業不能に陥った。（WTO の TRIM 違反措置）
- ② 投資先の地方政府により、外資企業のみを対象とする高率な固定資産税が課された結果、これが払えないために事業遂行に必要な財産が差し押さえられた。（内国民待遇違反）

◇ 契約違反リスク

投資先国の政府等との間で結んだ契約について、相手国政府側による契約違反や一方的な破棄があった場合に受けた損失をてん補します。(特約による対応となります。)



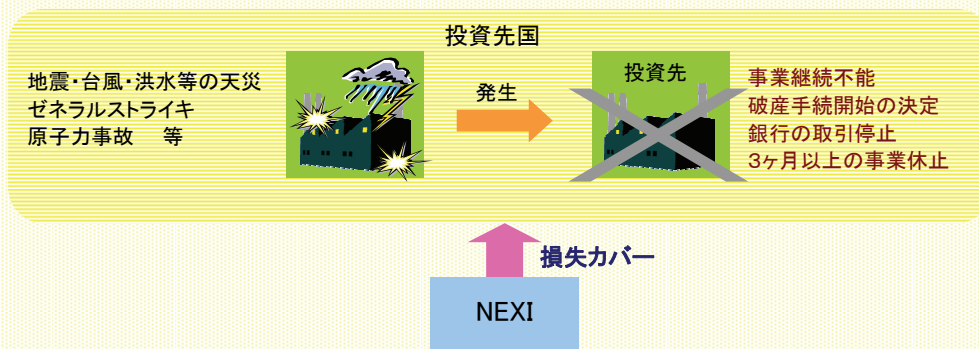
想定されるケースとしては以下のようなものがあります。

- ① 発電所の建設にあたり、現地政府との間で価格および数量を定めた電力購入契約が結ばれたが、建設完了後、現地政府はその履行を実施しなかったため、これが原因で操業不能となった。
- ② 投資の許可を取得する際に、投資先の地方政府より排他的事業権が付与されることとなったが、投資後、この契約は同じ地方政府より一方的に反故されることとなり、この結果破産手続開始の決定をすることとなった。

戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動または騒乱により、事業不能等の状況に陥ったこと(出資の場合)、または不動産などに関する権利等を事業の用に供することができなくなったこと。(権利等の取得の場合)

不可抗力リスク

地震、洪水などの天災、国連制裁、ゼネラルストライキなどにより損害を受けて、投資先企業が事業不能等の状況に陥ったこと(出資の場合)、または不動産などに関する権利等を事業の用に供することができなくなったこと。(権利等の取得の場合)



具体的にかバーされるリスクは以下のとおりです。

- ① 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生じる災害
- ② 国際連合その他の国際機関又は投資先国等若しくは事業地国等以外の国等による経済制裁
- ③ ゼネラルストライキ
- ④ ストライキによる輸送施設の機能の停止
- ⑤ 原子力事故

送金リスク

株式等の譲渡代金や配当金、不動産等の売却代金等を外国において実施される為替取引の制限等の事由によって2ヶ月以上の期間本邦に送金することができなくなったこと。

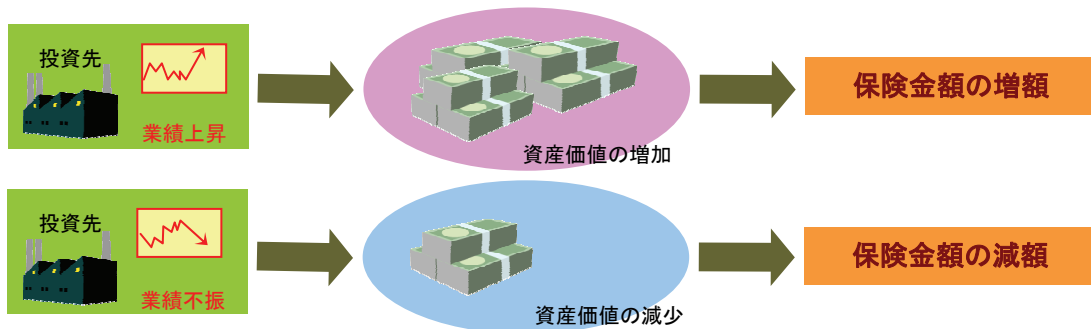
## 4. 保険金額

お客様が保険契約で補われているリスクによって損失を受けた場合に、お支払いできる最高限度額のことを**保険金額**といいます。

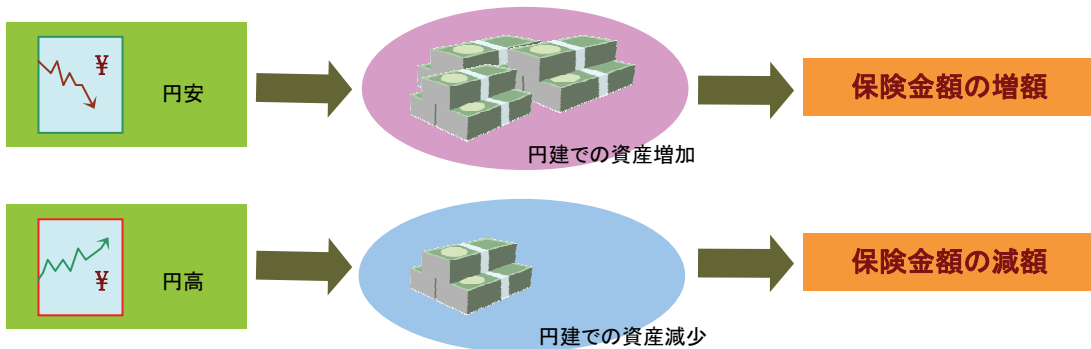
本邦からの出資送金額または投資先企業の簿価での純資産額の持ち分(=**保険価額**)に対して、**最大 95%までの付保率**の範囲内で自由に申し込みができます。

例) 1億円の投資 × 95% = 9,500万円(保険金額)  
(保険価額) (付保率:最大で95%)

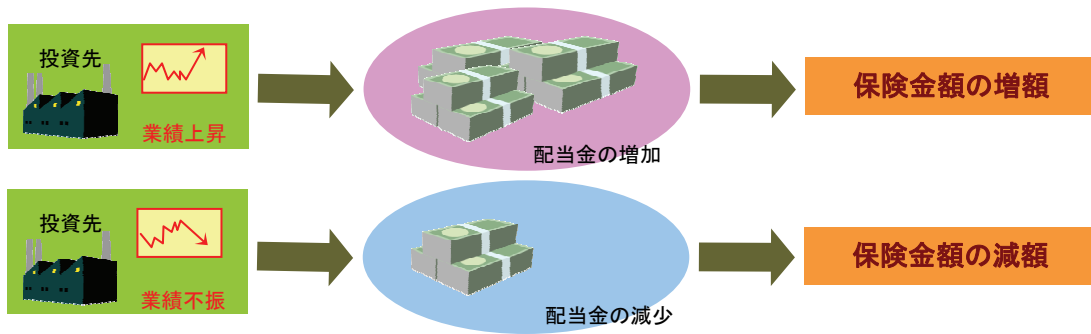
- ※ 保険契約期間中は、企業の純資産価値に合わせて保険金額の変更が可能です。  
この結果、投資先企業の業績が上昇しているときには保険金額を増額し、業績が不振にあるときは保険金額を減額することができます。



- ※ 保険契約期間中は、為替レートの変動に合わせて保険金額の変更が可能です。



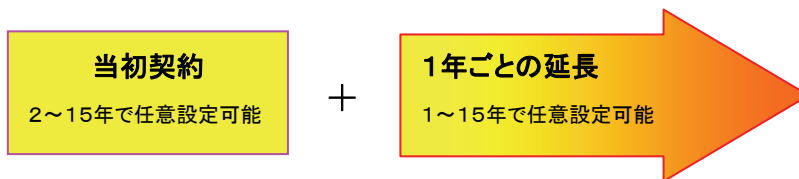
※ 保険契約期間中は、配当金の実績に応じて、配当金に対する保険金額の変更が可能です。



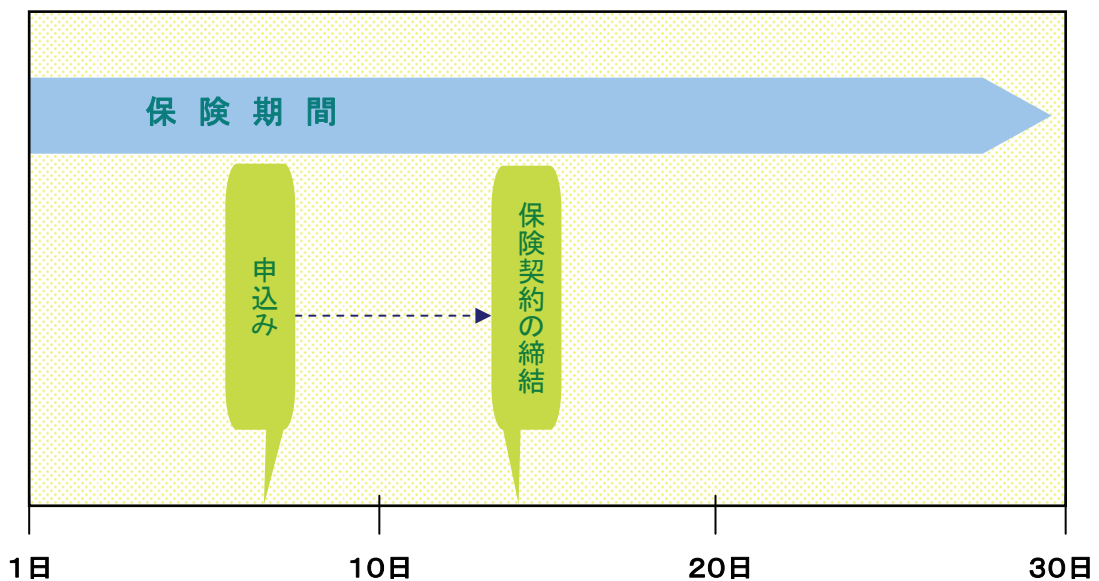
### 5. 保険期間

海外投資保険の保険期間は、**最低2年以上、最長15年以内**でお客様の事業計画に応じて自由に設定できます。

また、当初の保険契約期間が満期を迎えた際には**1年ごとの延長**ができます。



〔 **保険期間**の開始日は、**保険契約を締結した月の1日**となります。  
投資実行前に保険てん補の有無を確認したい場合には内諾制度をご利用できます。 〕



## 6. 保険料

お客様からいただく**保険料**は、投資する国のカテゴリーや付保する内容(株式配当、権利など)によって異なります。保険責任期間中は、毎年1年分の保険料(年払保険料)をお支払いいただくこととなります。

保険料の算出式は次のとおりです。

$$\underbrace{\text{保険価額} \times \text{付保率(最大 95\%)}}_{\text{(保険金額)}} \times \text{地域別料率}^{\ast} = \text{年間保険料}$$

※ 地域別料率は、各対象国・地域における危険度の判断に基づき、OECD の加盟国の間でカテゴリー分類されています。

(地域別料率の詳細については、折り込みの別表をご覧ください。)



## 7. プレミアム特約と部分損失特約

### (1) プレミアム特約

お客様の財務諸表における投資額と、出資先企業の簿価純資産額のうちお客様の持ち分に相当する額との差額(以下「**プレミアム相当額**」といいます。 )について、特約を付した場合には、てん補の対象となります。

- 支払保険金は事故直前の投資先企業の簿価での純資産額での持ち分の内、損失として認められた部分が従来通り基準となりますが、プレミアム特約を付した場合には、プレミアム相当額の内、損失と認められた部分を加算することができます。

従いまして、プレミアム特約を付した場合の保険金は、以下のよう算出されます。

$$\left\{ \left[ \begin{array}{c} \text{企業の} \\ \text{簿価純資産額} \\ \text{(持ち分)} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{企業の} \\ \text{簿価純資産額(持ち分)の} \\ \text{残存価値} \end{array} \right] \right\} + \left\{ \left[ \begin{array}{c} \text{事故直前の} \\ \text{プレミアム相当額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{プレミアム相当額の} \\ \text{残存価値} \end{array} \right] \right\} \\ \times 95\%(\text{てん補率}) = \text{保険金}$$

- 上記プレミアム相当額は、お客様の当初投資計画の期間に基づき決定した償却期間で定額償却するものとします(最長20年以内)。なお、お客様が当該投資の減損処理を行った場合には、同様にプレミアム相当額を減損するものとします。
- お申込み時には、追加で以下の書類が必要となります。
  - ・別紙様式第29「プレミアム特約申請書」
  - ・償却期間決定に係る社内投資計画書等

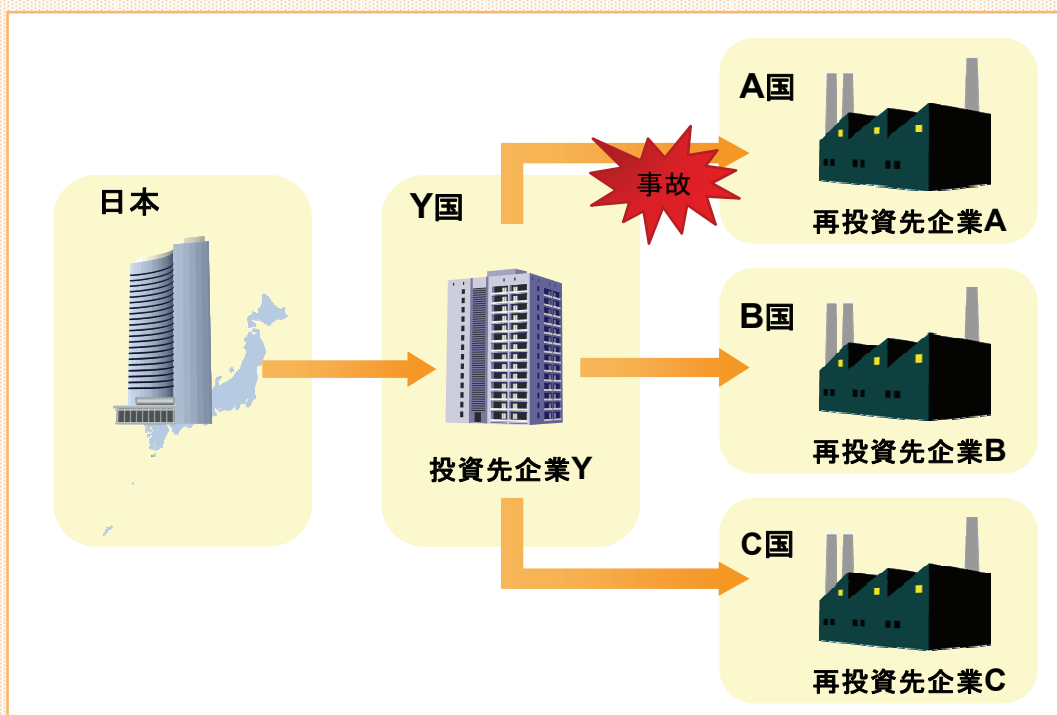
### (2) 部分損失特約

2007年11月の改正により、投資先企業の事業の一部に損失が生じたものについても対象となります。

この事業の一部とは、投資先企業の財務諸表等において、当該投資先企業が株式等を取得している法人(以下「再投資先企業」といいます。 )の株式等の評価額が特定できる場合に限り(再投資先企業の所在国は、投資先企業所在国と別の国にあってもかまいません。 )

例) 部分損失のイメージ(第三国投資の場合)

日本からY国へ投資。Y社は、A国、B国、C国で各々A社、B社、C社と複数の事業会社を再投資先企業として設立し、事業を展開。A社が事業継続不能等となった場合に、(B社、C社が事業を行っていても)事故認定します。



① 保険契約

投資先企業 Y社に対する契約を本契約とします。

再投資先企業をてん補する場合は、特約で、てん補対象とする再投資先企業をご選択ください。

② 保険価額・金額

(i) 投資先企業

本邦からの出資金送金または投資先企業Y社の純資産が保険価額となります。これに対して、付保率(任意、最大95%)を乗じることにより、保険金額を設定します。

(ii) 再投資先企業

上記(i)の保険価額の内、原則として、てん補対象に選択した再投資先企業に対する出資額が保険価額となります。これに対して、付保率(任意、最大95%)を乗じることにより、保険金額を設定します。

特約の保険価額合計は、本契約における保険価額を上回ることはできません。また、特約の保険金額合計は、本契約における保険金額を上回ることはできません。

てん補対象再投資先企業が複数存在する場合には、各再投資先企業毎に計算の上、合計します。

③ 保険料

(i) 本契約の保険料は以下の計算式で計算されます。

**保険金額(除く特約部分の保険金額) × 投資先企業所在国 Y の国料率**

(ii) 特約に対する保険料は以下の計算式で計算されます。

**てん補対象再投資先企業の保険金額 × 投資先企業所在国又は再投資先企業所在国の国料率の内、高い方**

④ 損失額の算定について

再投資先企業の損失額の算定については、投資先企業の財務諸表における再投資先企業株式等の毀損額を基礎といたします。

(例) A社、B社に関して部分損失特約を付している案件において、A社に 50 のプレミアムが付いている場合で、A社のみが事業不能となった場合(A社の部分損失)

→投資先企業の財務諸表における再投資先企業株式の毀損額(150)である 150 を損失とします。

・投資先企業 Y 社の B/S	(資産) 650 (内訳) A 社株式 150 B 社株式 200 C 社株式 300	(資本) 650
・再投資先企業 A 社の B/S	(資産) 100	(資本) 100
・再投資先企業 B 社の B/S	(資産) 200	(資本) 200
・再投資先企業 C 社の B/S	(資産) 300	(資本) 300

⑤ お申し込み時に追加で必要となる書類

- ・「別紙様式第28:部分損失特約申請書」
- ・再投資先企業の定款・投資契約書(株式売買契約書、合併契約書など)
- ・再投資国政府の投資許可証
- ・当該投資が実行されたことを証する書類(再投資先企業の直近の財務諸表、送金事務を取り扱った銀行等が発行する送金証明)

## 8. 海外投資の内容変更

保険契約の締結後に、お客様が海外投資の内容を変更した場合、その変更内容が日本貿易保険が定める**重大な変更**(主な重大な変更については下の参考をご覧ください。)に該当する場合には、変更の生じた日から1月以内、かつ保険責任期間内に日本貿易保険に通知いただき、事後的に日本貿易保険の承認を受けなければなりません。なお、通知がなされなかった場合には、保険契約が失効することがありますのでご注意ください。

### [参考: 重大な変更にあたる主な場合]

#### 〔出資の場合〕

- ① 投資先の外国法人の変更
- ② 投資先の国や事業を行う国の変更
- ③ 投資先の外国法人の事業内容の変更
- ④ 投資先の資本金額及び出資比率の変更
- ⑤ 投資先の国や事業を行う国の投資に必要な許認可等の内容の変更
- ⑥ 投資先国等の政府等の保証その他の条件の変更
- ⑦ 投資先国等の政府等との間の契約等の内容の変更 等

#### 〔権利等の取得の場合〕

- ① 投資先の国の変更
- ② 取得した権利等の内容の変更
- ③ 投資先の国や事業を行う国の投資に必要な許認可等の内容の変更
- ④ 投資先国等の政府等の保証その他の条件の変更
- ⑤ 投資先国等の政府等との間の契約等の内容の変更 等

## 9. 損失の発生などの通知

損失を受けるおそれがあったり、実際に損失が発生してしまったときは、次の手続きをお取りください。

### (1) 事情発生のお知らせ

お客様が損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知ったときは、そのときから1月以内に事情発生通知書をお出してください。

#### [参考: 損失を受けるおそれが高まる事情の発生に当たる場合]

##### [出資の場合]

株式等に係る損失を受けるおそれ

1. 被保険投資の相手方が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒乱により損害を受けたこと
2. 被保険投資の相手方が約款(株)第2条第1項第3号で定める事由により損害を受けたこと
3. 被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと

配当金請求権に係る損失を受けるおそれ

1. 支払期日前において、株式等に対する配当金の支払請求権を外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者により奪われたこと
2. 被保険投資の相手方が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により損害を受けたこと
3. 被保険投資の相手方が約款(株)第2条第1項第3号で定める事由により損害を受けたこと
4. 被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であって事業の遂行上特に重要なものを外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと
5. 外国政府等による株式等喪失取得金等の管理
6. 株式等喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと
7. 支払期日前における被保険投資の相手方についての破産手続開始の決定

### 株式等喪失取得金等に係る損失を受けるおそれ

1. 外国政府等による株式等喪失取得金等の管理
2. 株式等喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと
3. 外国政府等による株式等喪失取得金等の没収(約款第2条第1項第5号イからニまでに掲げる事由の発生後に生じたものに限る。)

### 〔権利等の取得の場合〕

#### 不動産に関する権利等に係る損失を受けるおそれ

1. 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により不動産に関する権利等について損害を受けたこと
2. 約款(不)第2条第3号で定める事由により不動産に関する権利について損害を受けたこと

不動産に関する権利等の喪失により取得した金額(非常事事故事由によるものを除く。)に係る損失を受けるおそれ

1. 外国政府等による権利等喪失取得金の管理
2. 権利等喪失取得金の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと。
3. 外国政府等による取得金等の没収(約款第2条第4号イからニまでに掲げる事由の発生後に生じたものに限る。)

## (2) 損失発生のお知らせ

お客様が損失の発生を知ったときは、損失の発生を知った日から1月以内に**損失発生通知書**をお出しく下さい。

## (3) 損失発生通知後の入金通知

お客様が上記の損失発生通知書をお出しいただいた後、保険金を請求するまでに当該提出に係る金額について入金があった場合には、入金日から1月以内に**入金通知書**をお出しく下さい。

## 10. 保険金のお支払い

### (1) 保険金の請求期間

保険金の請求期間は、**損失が発生した日から9月以内**(※)ですのでご注意ください。  
ただし、請求のタイミングは、損失発生の通知日以降となります。

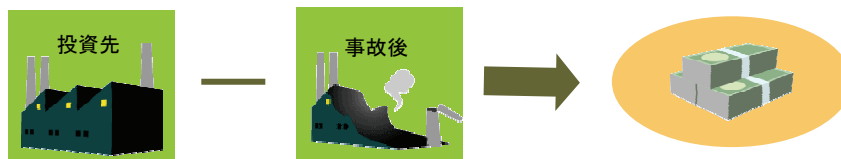
※ 配当金請求権の収用については、支払期日が起算日となります。

なお、何らかの理由により、お客様が保険金の請求期間内に保険金を請求できない場合は、本店債権業務部査定回収グループにご相談ください。正当な理由がある場合には、猶予期間の設定ができます。

### (2) 支払保険金

支払保険金は事故直前における**投資先企業の簿価での純資産額での持ち分**が基準となります。

※ 保険金額を投資先企業の簿価での純資産額(持ち分) × 付保率で設定した場合。



$$( \text{企業の簿価純資産額(持ち分)} - \text{残存価値} ) \times 95\%(\text{てん補率}) = \text{保険金}$$

保険金は原則として請求日から2月以内にお支払いいたします。  
なお、日本貿易保険が調査のために特に日時を要するときは、お時間をいただくことがあります。

## 11. 債権の回収

### (1) 回収義務

お客様は、保険金請求後も引き続き、その保険金請求の対象となっている株式、不動産等に関する権利を管理するとともに、その行使に努めなければなりません。(以下**回収義務**といいます。)また、この回収義務の履行状況について、以下のように定期的に日本貿易保険に報告していただくことが必要となります。(以下**履行状況報告義務**といいます。)

<b>報告時期</b>	保険金請求日から <b>3月ごと</b>  (損失が発生した日から2年を経過した場合は <b>1年ごと</b> ※)  ただし、何らかの状況の変化を知ったときは、上記にかかわらず、遅滞なく報告していただくことが必要となります。
-------------	---

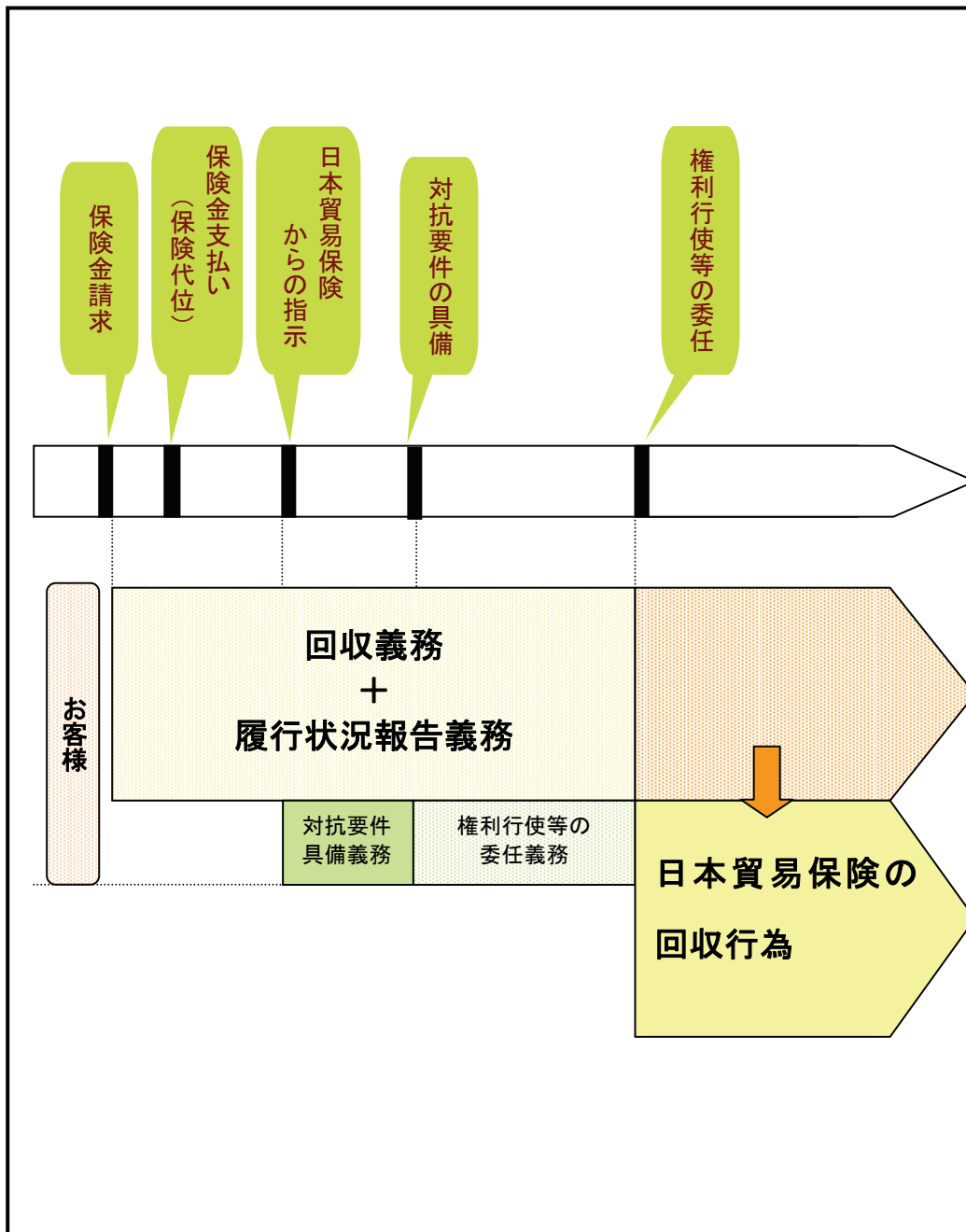
※ 配当金請求権の取用については、支払期日から2年を経過した場合になります。

日本貿易保険は、保険金の支払いと同時に、お客様の株式・不動産等に関する権利(株式・不動産そのものは代位しないことにご注意ください。)をてん補割合に応じて**代位取得(保険代位)**いたします。ただし、日本貿易保険が代位取得を行っても、お客様には引き続き回収義務を履行していただく必要がありますのでご注意ください。

なお、日本貿易保険が自ら回収した方が良いと判断した場合は、以下の手順を経て、日本貿易保険が回収いたします。(この場合、お客様の回収義務は免除されます。)

- ① お客様に日本貿易保険が代位取得の効果を外国の債務者及びそれ以外の第三者に対して法的に主張できるものをとるために必要な手続(対抗要件の具備)を行っていただきます。
- ② この対抗要件の具備以後、お客様にはてん補割れ部分(損失額と支払保険金額との差額)の回収に係る「権利行使等の委任」を日本貿易保険に対して行っていただきます。
- ③ この「権利行使等の委任」により、お客様の回収義務は免除され、日本貿易保険自らが回収行為を行うこととなります。

# 回収に係る権利義務関係のイメージ図



## (2) 回収金の納付

お客様が保険金の請求をされた後に投資額を回収された場合は、回収された日(保険金の支払いを受ける以前に回収された場合は、保険金の支払いを受けた日)から1月以内に**回収金納付通知書**を出していただき、指定された日までに、以下の納付額を日本貿易保険の口座にお振り込んでいただく必要があります。

納付額の算出式は、次のとおりです。

$$\text{納付額} = (\text{回収金額} - \text{回収費用}) \times \frac{\text{支払保険金額}}{\text{損失額}}$$

## (3) 外貨による回収金の納付

出資金等が外貨である場合、お客様の回収した回収金はその契約通貨で日本貿易保険の指定した口座に振り込んでいただく必要があります。口座は、通貨ごとに指定されており、主要な通貨の口座をご用意しております。(日本貿易保険のウェブサイトをご覧ください。)この場合、円での納付は承っておりませんのでご注意ください。

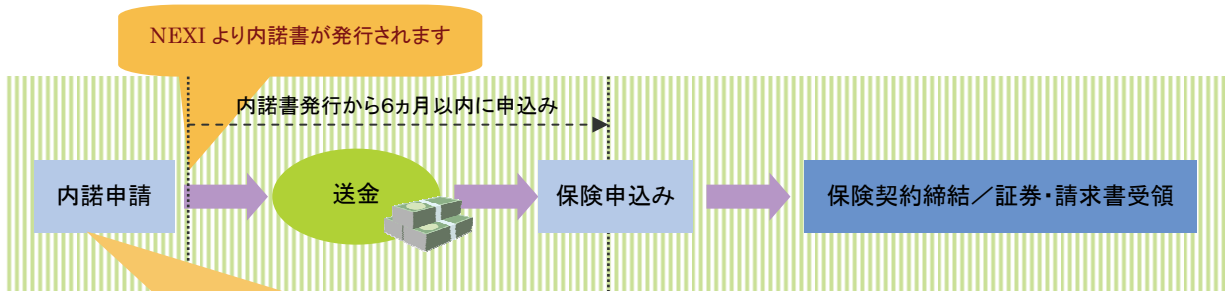
ただし、日本貿易保険が口座を開設していない通貨の場合は、例外として、「回収を確認した日」の換算レートで円転して振り込んでいただくこととなりますのでご注意ください。

## 12. 保険のお申込み等

### (1) お申込み手続き

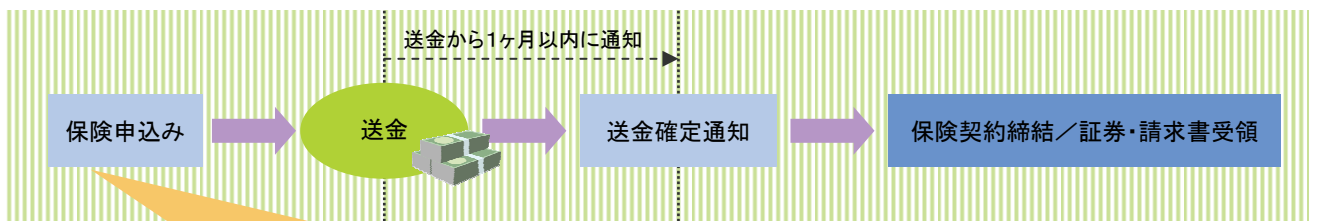
海外投資保険の保険契約申込みに関する手続きは3タイプあります。

#### 〔内諾申請を行う場合〕



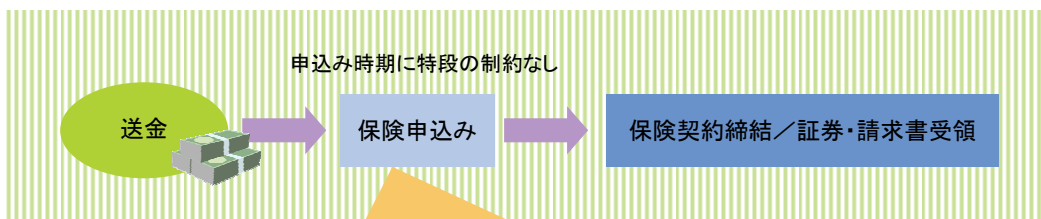
- ・「環境社会配慮のためのスクリーニングフォーム」を併せてご提出ください。
- ・シッパーコード、バイヤーコードの登録を行ってください。(同時並行可能)  
既に登録している方は、そのコードをご使用ください。

#### 〔内諾申請を行わない場合(送金前の申込み)〕



- ・「環境社会配慮のためのスクリーニングフォーム」を併せてご提出ください。
- ・シッパーコード、バイヤーコードの登録を行ってください。(同時並行可能)  
既に登録している方は、そのコードをご使用ください。

#### 〔内諾申請を行わない場合(送金後の申込み)〕



- ・「環境社会配慮のためのスクリーニングフォーム」を併せてご提出ください。
- ・シッパーコード、バイヤーコードの登録を行ってください。(同時並行可能)  
既に登録している方は、そのコードをご使用ください。

## (2) お申込みに必要な書類

### 〔内諾申請について〕

必要書類 (各1通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内諾申請書</li> <li>・環境社会配慮のためのスクリーニングフォーム</li> </ul>
内諾申請期限	海外の投資先に送金する前日までに申請を行ってください。

### 〔保険申込みについて〕

必要書類 (各1通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「海外投資(株式等)保険申込書」または「海外投資(不動産等)保険申込書」</li> <li>・投資先企業の定款・投資契約書(株式売買契約書、合併契約書など) ※増資の場合は、当該増資を決めた株主総会の議事録および増資決議書</li> <li>・投資先国政府の投資許可証</li> <li>・当該投資が実行されたことを証する書類</li> </ul> <p><b>[現金を送金した場合]</b> …送金事務を取扱った銀行等が発行する送金証明</p> <p><b>[現物投資をした場合]</b> …輸出承認証、船積書類および購入契約書ならびに当該現物投資に係る価額を証する書類および会計帳簿</p> <p><b>[簿価純資産額で取得のための対価の額を設定する場合]</b> …投資先企業の直近の財務諸表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境社会配慮のためのスクリーニングフォーム(内諾申請済みの場合は不要)</li> </ul> <p><u>上記以外にも提出をお願いする場合があります。</u></p> <p>※上記書類等が日本語または英語以外で記載されている場合には、日本貿易保険の指示に従い当該書類の主要部分を日本語に翻訳したものを添付してください。</p>
申込み時期	原則として、送金前の申込みとなっています。 既に保有している資産の場合はご相談ください。

〔保険期間満了に伴う再申込みについて〕

<p><b>必要書類 (各1通)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外投資(株式等)保険申込書(既存の保険契約と同じ保険種)</li> <li>・ 投資先企業の直近の財務諸表 (簿価純資産額で取得のための対価の額を設定する場合)</li> </ul> <p>※期間満了に伴う再申込みにあたっては「環境社会配慮のためのスクリーニングフォーム」は不要です。</p>
<p><b>延長申込み期限</b></p>	<p>現在契約している保険期間が満了となる日の1ヵ月前までに申込みを行ってください。 (例:8月31日が満期の場合、7月31日以前に申込みが必要です。)</p>

**(3) 保険のお申込み**

保険のお申込みの受付につきましては、本店の次の窓口で行っております。

<p><b>本店 営業第二部</b></p>	<p>〒101-8359 東京都千代田区西神田 3-8-1 千代田ファーストビル東館3F</p>	<p><b>TEL 03-3512-7670</b> <b>FAX 03-3512-7688</b></p>
----------------------------	--	--

### 13. 貿易保険に関するお問い合わせ先

#### シッパーコード、バイヤーコード、格付に関するお問い合わせ

本店営業第一部契約業務グループ TEL 0120-671-094 (フリーダイヤル)  
カスタマー・リレーションズ・チーム TEL 03-3512-7667 FAX 03-3512-7687

大阪支店営業グループ TEL 0120-649-818 (フリーダイヤル)  
TEL 06-6233-4018 FAX 06-6233-4001

#### 損失発生等の通知、保険金請求、債権回収に関するお問い合わせ

本店債権業務部査定回収グループ TEL 03-3512-7663 FAX 03-3512-7676

### 14. 日本貿易保険ウェブサイトによるご案内

このパンフレットは、海外投資保険の特徴を説明したものです。

詳しくは日本貿易保険のウェブサイトに掲載しております海外投資保険約款および関係規程をご参照ください。

海外投資保険約款および関連規程、各種申込み・通知様式は、日本貿易保険のウェブサイトからダウンロードが可能となっております。

URL <http://www.nexi.go.jp>

発行：独立行政法人 日本貿易保険



2012年2月